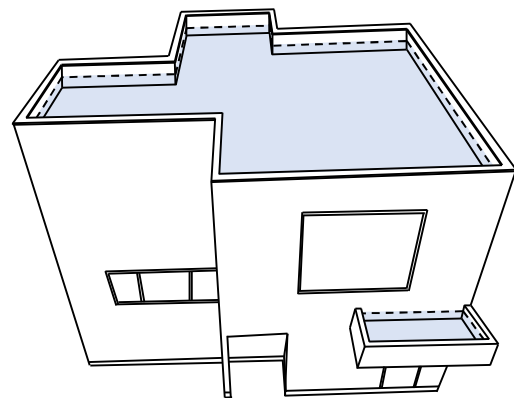
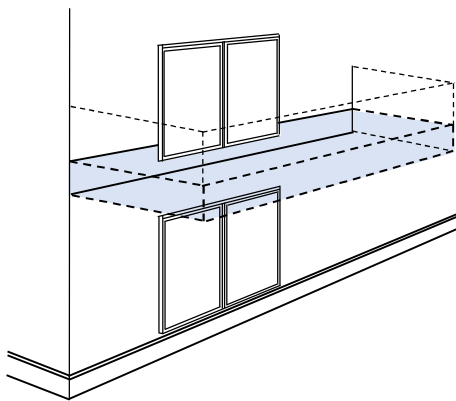
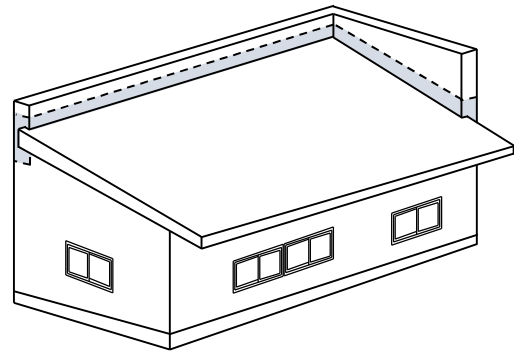
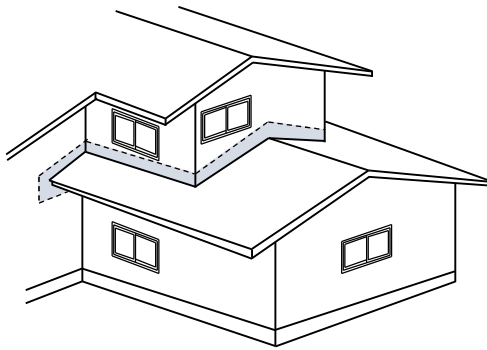


設計施工基準同等仕様

屋根下ぶき材、防水層の立ち上げ寸法が確保できない場合



目次

1. 設計施工基準とは	P1
2. 設計施工基準同等仕様とは	P1
3. 本資料の取り扱い	P1
4. 補足事項	P1
5. 防水材料の品質	P2
6. 設計施工基準同等仕様の解説	P3
棟違い屋根、段違い屋根、入母屋屋根等の場合	P3
勾配屋根と外壁の開口部が近接している場合	P4
勾配屋根とパラペット・手すり壁等が取合う場合	P5
バルコニー防水層と外壁の開口部が取合う場合	P6
バルコニー手すり壁にアルミ製手すり・スリット開口等がある場合	P7
陸屋根のパラペットの場合		

1. 設計施工基準とは

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第19条第1号及び第2号に掲げる保険契約の申込みを行う住宅の設計施工に関する基準を「**設計施工基準**」といいます。詳しくは、JIOホームページの住宅かし保険に掲載しています設計施工基準*1 および設計施工基準に関するQ&Aをご確認ください。

*1 設計施工基準には、住宅瑕疵担保責任保険、リフォーム工事瑕疵担保責任保険、共同住宅大規模修繕工事瑕疵担保責任保険の3種類があります。

2. 設計施工基準同等仕様とは

設計施工基準により難しい仕様であっても、設計施工基準と同等の性能が確保されているものとしてJIOが定めた仕様を「**設計施工基準同等仕様**」といいます。

3. 本資料の取り扱い

- ・本資料に「**設計施工基準同等仕様**」として必要な防水措置等を記載しています。記載の通り設計施工される場合は、3条確認*2 の手続きを不要として取り扱います。
 - *2 設計施工基準により難しい仕様で条項の適用を除外する仕組み、手続きを「3条申請」と呼んでおり、JIOが設計施工基準と同等以上の性能が確保されていると認めることを「3条確認」といいます。
- ・保険契約申込、設計・施工および現場検査時の参考資料としてご活用ください。しかしながら、基準に満たない数値による施工を推奨するものではありません。建物の部位や形状等により施工が困難な場合も考えられますので、採用にあたっては十分ご留意ください。
- ・特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第19条第1号及び第2号に掲げる保険契約の申込みを行う住宅の「**新築住宅かし保険**」の**木造住宅**を想定して資料を作成していますが、設計施工基準への準拠が必要となる**リフォームかし保険**、**延長かし保証保険**、**既存住宅かし保険**、**大規模修繕かし保険**にも準用します。

4. 補足事項

- ・本資料の図解は、3条確認の手続きを要していた仕様のうち、比較的多くの物件で見受けられる形状をもとに作成しています。
- ・設計施工基準、本資料、3条確認以外の納まりが現場検査時に判明した場合には、指摘事項となりますのでご注意ください。

5. 防水材料の品質

本資料に掲載している防水材料の品質については、以下となります。
設計施工される際の参考としてください。

防水テープ

① 両面粘着防水テープ

JIS A 6112に規定する住宅用両面粘着防水テープの性能基準に準ずるもの

② 片面粘着防水テープ

住宅用両面粘着防水テープの性能基準に準ずるもの

※被着体(防水紙、屋根下ぶき材等)によって適否があるため、施工前に防水テープおよび被着体の各製造者に適否を確認して、相性が良好なものを使用してください。

伸張性片面粘着防水テープ

伸張性のある伸ばしても縮み戻りの少ないもの

※防水紙、屋根下ぶき材、先張り防水シート、鞍掛けシートの三面交点等でピンホールの発生する部位や、壁貫通口などの曲線部位等に使用してください。

下ぶき材、シート

① 下ぶき材

一般社団法人日本防水材料協会規格ARK04s-04(改質アスファルトルーフィング下葺材)に適合またはこれと同等以上の防水性能を有するもの、およびJIS A 6005(アスファルトルーフィングフェルト)のアスファルトルーフィング940に適合またはこれと同等以上の防水性能を有するもの。

② 先張り防水シート

一般社団法人日本防水材料協会規格JWMA-A01(先張り防水シート及び鞍掛けシート)およびARK04s-04(改質アスファルトルーフィング下葺材)に適合またはこれと同等以上の防水性能を有するもの。

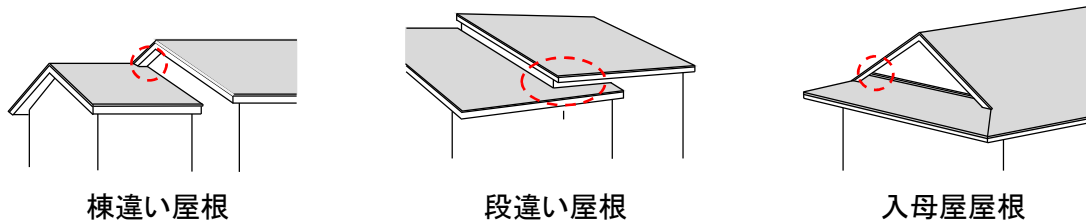
③ 鞍掛けシート

一般社団法人日本防水材料協会規格JWMA-A01(先張り防水シート及び鞍掛けシート)およびARK04s-04(改質アスファルトルーフィング下葺材)に適合またはこれと同等以上の防水性能を有するもの。

6. 設計施工基準同等仕様の解説

勾配屋根の下ぶき材が250mm以上壁面へ立ち上げられない 【棟違い屋根、段違い屋根、入母屋屋根等の場合】

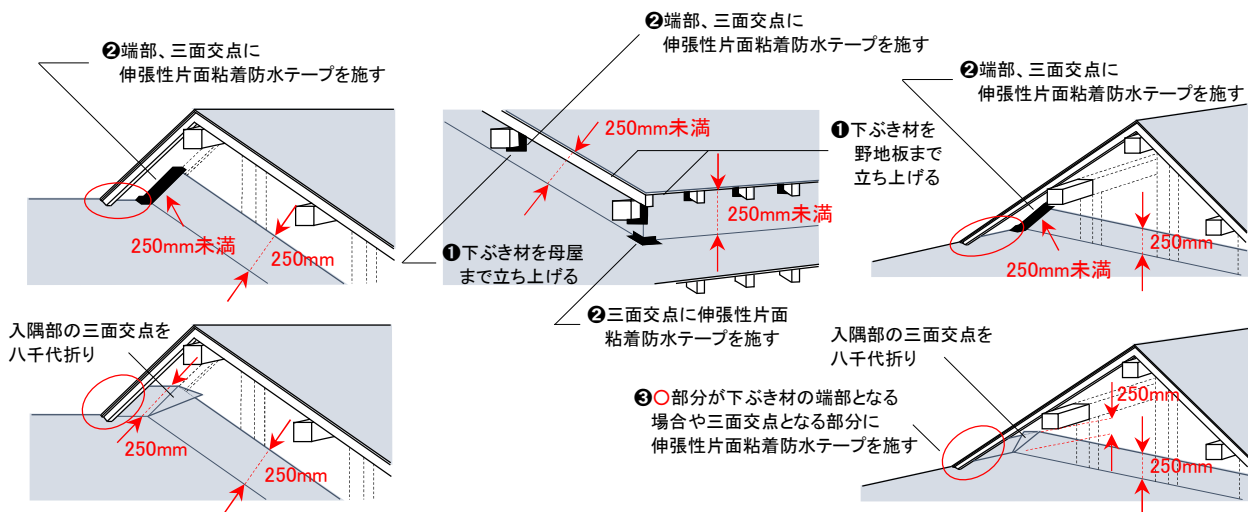
建物イメージ図



棟違い屋根、段違い屋根、入母屋屋根等とし、下ぶき材の立ち上げ高さが250mm未満となる場合には、以下の①②③の防水措置を施す。なお、棟違い屋根、入母屋屋根等で野地板面に対して下ぶき材を250mm以上立ち上げ入隅部の三面交点を八千代折りした部分は、②は適用しません。

- ① 下ぶき材を野地板・母屋等まで可能な限り立ち上げる
- ② 下ぶき材の端部や三面交点など雨水の浸入のおそれのある箇所に伸張性片面粘着防水テープを施す
- ③ 下図の○部分(野地板・垂木等)が下ぶき材の端部となる場合や三面交点となる部分には伸張性片面粘着防水テープを施す

下ぶき材拡大図



下ぶき材詳細図

